

単価契約仕様書

1 委託業務の名称

(単価契約) 新型コロナウイルス感染症等に係る検体回収

2 契約期間

令和7年1月1日から令和7年3月31日まで

3 業務内容

以下の回収先から提出される検体を検査機関である京都市衛生環境研究所に搬入する。

(1) 回収先

名称	所在地
京都鞍馬口医療センター	京都市北区小山下総町27番地
京都第二赤十字病院	京都市上京区釜座通丸太町上る春帯町355番地の5
京都府立医科大学附属病院	京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465
京都大学医学部附属病院	京都市左京区聖護院川原町54
日本バプテスト病院	京都市左京区北白川山ノ元町47番地
洛和会丸太町病院	京都市中京区七本松通丸太町上ル
京都市立病院	京都市中京区壬生東高田町1-2
京都第一赤十字病院	京都市東山区本町15-749
洛和会音羽病院	京都市山科区音羽珍事町2
康生会武田病院	京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841-5
京都民医連中央病院	京都市右京区太秦土本町2番1
京都桂病院	京都市西京区山田平尾町17番地
蘇生会総合病院	京都市伏見区下鳥羽広長町101番地
京都医療センター	京都市伏見区深草向畑町1-1
医仁会武田総合病院	京都市伏見区石田森南町28-1
朝日ビル(医療衛生企画課)	京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65

※ 上記表に掲げる施設以外から市内での検体回収が必要となった場合、その都度、受注者と発注者で協議する。

(2) 搬入先

京都市衛生環境研究所 京都市伏見区村上町395

(3) 回収日時

原則、毎週水曜日12:00～16:30に回収及び搬入を実施。

ただし、発注者が回収時間を指定する場合がある。上記時間外で対応が必要な場合は、その都度、受注者と発注者で協議する。

(4) 予定運行数

回収先は1運行につき最大5箇所までとし、原則、毎週1回実施するものとする(最大12運行)。ただし、医療機関からの提出がなかった場合、その週の回収は行わない。

※その他注意事項

提出されることを見込んでいる検体の大部分は新型コロナウイルス感染症の検体であり、今後の国の方針によって運行数は大きく減少することとなるが、その場合であっても発注者は何ら補償しない。

(5) 検体の種類及び検体の状態

※発注者が依頼する検体は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第15条に基づく発生動向調査事業により回収する検体(感染症法第6条第22項～第24項で規定する一種病原体等、二種病原体等及び三種病原体等以外のものに限る。)である。

ア 新型コロナウイルス感染症に係る検体(唾液並びに鼻腔又は鼻咽頭ぬぐい液)

※不活化試薬入りのスピッツを冷蔵したもの

又はマイクロチューブを-80℃で保存したもの

イ 患者の検体又は患者から分離された病原体

例 結核、腸管出血性大腸菌感染症、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症

※ガラス若しくはプラスチックのシャーレ又はスピッツ等の検体容器に入れられたもの

(6) 輸送時等における留意事項

ア 検体輸送に当たっては、全ての検体について、受注者が「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス」における各要件を遵守し、三重梱包を行うこと。また、三重梱包に当たっては、天地の向きが変わらず維持できるようにするとともに、輸送中も天地の向きが変わらないように必要な措置を講じること。

イ 発注者が「採取検体一覧(様式1-1, 1-2)」で指示する保存条件で検体を輸送すること。

ウ 特に、保冷にドライアイスを使用する場合は、爆発等の危険があるため、気密容器(一次容器又は二次容器等)に入れないよう注意にすること。

エ 検体回収に当たっては、スピッツ等の検体容器に記載されている氏名・番号等と「採取検体一覧(様式1-1, 1-2)」を照合する。なお、回収当日に、「採取検体一覧(様式1-1, 1-2)」に記載のない検体の提出があった場合、現場から直ちに発注者に連絡を行い、回収の可否について発注者からの連絡を待つこと。

オ 1運行あたりに回収する検体量は概ね40cm×20cm×20cmの保冷バッグ3個程度の予定(※検体数は最大60検体)。

(7) 実施方法

受注者は、次のとおり専属輸送により検体の運搬等を行う。

【回収前日】

- ① 検体の回収及び搬入に使用する三重梱包用の二次及び三次容器については発注者から事前に受け取り、受注者が保管しておく。
- ② 受注者は、医療衛生企画課から回収日（原則、毎週水曜日）の前日 16 時まで「検体一覧（様式 1-1, 1-2）」を電子メールで受け取る。「検体一覧（様式 1-1, 1-2）」はどちらか一方のみの場合がある。
- ③ 受注者は、回収日の前日 17 時まで発注者に対し、回収を行う運転手の氏名及び運転手の直通連絡先を電子メールで報告する。
- ④ 受注者は、「検体一覧（様式 1-1, 1-2）」を確認するとともに、様式 1-2 に記載の検体については、あらかじめ検体番号を印字したラベル等を準備する。
- ⑤ 受注者は、「採取一覧（様式 1-2）」に記載の検体について、あらかじめ三重梱包用の三次容器外側に病院名が記載された付箋を貼る。

【回収日】

- ⑥ 受注者は、「検体一覧（様式 1-1, 1-2）」に記載されている各項目と検体表面に記載されている情報が一致していることを確認のうえ、医療機関等職員から検体を受け取る。
「検体一覧（様式 1-1）」に記載されている検体は、三重梱包用の同一の二次容器に入れることができる。
「検体一覧（様式 1-2）」に記載の検体のうち、急性感染症（結核以外）の検体はチャック袋に入れ、チャック袋に検体番号が印字されたラベルを貼り付け、検体を取り違えないようにする。
- ⑦ 受注者は、検体を受領したことの確認のため、「検体回収実績報告書（様式 2）」の日付、運搬担当者名、医療機関等搬出時間を記入し、医療機関等搬出確認者のサインを受け取る。
- ⑧ 受注者は、受け取った検体を搬入先へ搬入し、運搬確認として「検体回収実績報告書（様式 2）」に搬入時間を記入し、搬入先受領者のサインを受ける。
- ⑨ 交通事情等により到着時間が遅れるときは医療衛生企画課へ連絡する。

【回収後】

- ⑩ 検体回収終了後は、回収に使用した物品を適切に消毒して保管する。
- ⑪ 受注者は、搬入終了後、「検体回収実績報告書（様式 2）」を発注者に電子メールで送信する。

(参考) 検体の種類ごとの違い

様式		様式 1 - 1	様式 1 - 2	
検体の種類		新型コロナウイルス感染症に係る検体	1. 急性感染症（結核以外）	2. 結核
前日ラベル作成			検体番号を印字したラベル等を準備。	三重梱包用の三次容器外側に病院名が記載された付箋を貼る
当日	回収時		チャック袋に入れ、チャック袋にラベル貼付	
	容器への収納	<u>同一の二次容器に収納可能。</u> 検体が多く、同一の二次容器に入らない場合は複数の容器に分散する。	<u>検体ごと（1つずつ）に別容器に収納。</u>	

4 契約金額

- (1) 1 運行当たりの単価を設定したうえで、1 運行当たりの単価契約とする。
- (2) 単価に予定運行数（1 2 運行）及び消費税を乗じたものを予定総額とする。
- (3) 運行を行わない場合、発注者は回収日の 2 開庁日前の 1 6 時まで受注者に対して運行中止の旨を連絡する。その場合、運行の費用は発生しないものとする。

5 秘密保持

受注者は、本業務の実施に当たり、知り得た情報を漏らしてはならない。業務上止むを得ず他人に提供する必要が生じた場合には事前に発注者の許可を得なければならない。本契約が終了した後も、同様とする。

6 報告

受注者は、発注者に対して毎月 1 0 日までにその前月分の利用実績に応じ、業務に関する以下の書類を提出する。

- (1) 検体回収実績報告書（様式 2）
- (2) 請求書（様式 3）
- (3) 完了届（様式 4）

7 費用の支払いについて

受注者は毎月の業務実績に契約単価を乗じた金額を請求額とした 1 箇月ごとの請求書を発行する。発注者は受注者からの当該請求に基づき 1 箇月毎に支払う。

8 注意事項

- (1) 本業務での高速道路、有料道路及び駐車場の利用に係る費用は、受注者が負担する。
- (2) 契約の履行に当たり、必要な車両、人員（運転手等）、燃料、保冷剤、ドライアイス及びその他必要な物品等（3(7)①の規定により発注者から受け取る三重梱包用の二次、三次容器を除く）は全て受注者において用意し、その費用についても全て受注者が負担する。
- (3) 交通事故、車両故障等により、当該輸送車両で本業務の継続が困難となった場合には、速やかに代車を用意する等、受注者において必要な措置を講じる。
- (4) 急な変更にも対応できるよう、受注者と運転手は速やかに連絡が取れる体制を構築する。
- (5) 運転手の休憩時間の確保等、勤務体制に関しては、関係法令を遵守できるよう受注者の責任において適切に対応する。
- (6) 本業務に基づく検体輸送においては、感染症法第6条第21項に規定する特定病原体等の該当・非該当に関わらず、受注者は本契約書のほか感染症法及び同法施行規則、厚生労働省が示す「特定病原体等の安全運搬マニュアル」、その他関係法令等を遵守する。
- (7) 受注者は、本業務の実施を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者に承諾の申請を行い、承諾を得られた場合はこの限りでない。
- (8) 履行期間中及び履行期間終了後相当の期間内に、配送漏れ等の瑕疵が発覚した場合は、受注者の負担により速やかに再配送といった必要な措置を講ずる。

9 受託事業者を求める要件

一般貨物自動車運送事業の許可資格を有すること。

10 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは発注者、受注者双方が協議の上決定する。